

〈私〉の意味論へ向けて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 太一 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2020

〈私〉の意味論へ向けて

田中 太一

1. はじめに

本稿の目的は、永井・森岡（2021a）における、永井の哲学的主張をめぐる議論のすれ違いを意味論の観点から分析することである。このすれ違いは極めて深刻なものであり、永井（2021）では、森岡（2021b）の議論に対し、「私には、ここで何が主張されているのか理解できない」（永井 2021: 221）、「これがどういう事態の想定なのか、私にはそもそも理解できない」（永井 2021: 227）、「私には意味がわからない」（永井 2021: 229）という趣旨のコメントが繰り返されている。

議論の発端は、永井・森岡（2021b: 83-95）における、森岡の（1）が成立している状況は想定可能だが、（2）が成立している状況は想定不可能だという発言である。その理由は森岡によれば、「〈私〉は徹底的に反事実的になることを拒むもの」であるために、述語としてふさわしくないというものである¹⁾。一方で、永井（2021）は、（2）のタイプの文を有意味なものとして多用している。二人の日本語の知識が（このようなごく基礎的な部分で）大きく異るとは考えづらい。では、この見解の相違は何に由来するのであろうか。

- (1) 〈私〉は翔太である。 (永井・森岡 2021b: 85 を一部改変)²⁾
(2) 翔太が〈私〉である。 (永井・森岡 2021b: 85)

本書の末尾に付された、田中さをりによる「あとがき」では「そもそも、「〈私〉は翔太である」と「翔太が〈私〉である」という種類の発言を日常会話の中で聞く機会はなく、違いがあるとすればどこにあるのか、自分の想像力を駆使するのも、哲学的に考察するのもかなり微妙で難しい」（田中さをり 2021: 304）と述べられている。このような意味分析においては言語学に一日の長がある。以下の議論は、意味レベルでのすれ違いを明らかにすることを通じて、哲学的な探究にその基礎を提供するものである。

2. コピュラ文の分類

日本語のコピュラ文は、(3)・(4) のように、2つの名詞句、「は」・「が」、コピュラ（「だ」、「である」、「です」など）から構成される構文である³⁾。(3)・(4) はともに、太郎がある会社の社長を務めるという関係を表しているが、その意味は異なる。たとえば、「太郎ってどんな人ですか」という質問に対して、(3) によって答えるのは自然であるのに対し、(4) によって答えるのは不自然である。一方で、「この会社の社長は誰ですか」という質問への答えとしては、(4) が自然であり、(3) は不自然である⁴⁾。

- (3) 太郎は社長だ。
- (4) 太郎が社長だ。

また、(3)・(4)の「社長」と「太郎」を入れ替え、「は」を「が」に、「が」を「は」に替えると、(5)・(6)が得られる。このとき、(6)は(4)と同じく「この会社の社長は誰ですか」という質問への答えとして自然であるのに対し、(5)は(3)とは異なり、「太郎ってどんな人ですか」という質問への答えとしては不自然である。(5)が自然になるのは、たとえば、「この会社に太郎が所属していることは知っているんですが、いったいどの人ですか」というような質問への答えである場合だろう。

- (5) #社長が太郎だ。
- (6) 社長は太郎だ。

このように、コピュラ文は形式的にはごく単純であるように見えるにも関わらず、その意味を考えてみると、一筋縄ではいかないことが分かる。以下、本節では、日本語コピュラ文にかんする代表的研究である西山(2003)を参考に、日本語コピュラ文の分類を多少詳しく説明する。表1にあらかじめ全体像を示す⁵⁾。なお、以下では「AはBだ」のA、「BがAだ」のBを主語名詞句、「AはBだ」のB、「BがAだ」のAを述語名詞句と呼ぶ。

表1 コピュラ文の分類 (西山 2003:122)

	「AはBだ」	「BがAだ」
1.	措定文 「あいつは馬鹿だ」	
2.	倒置指定文 「幹事は田中だ」	指定文 「田中が幹事だ」
3.	倒置同定文 「こいつは山田村長の次男だ」	同定文 「山田村長の次男がこいつだ」
4.	倒置同一性文 「ジキル博士はハイド氏だ」	同一性文 「ハイド氏がジキル博士だ」
5.	定義文 「眼科医(と)は目のお医者さんのことだ」	
6.		提示文 「特におすすめなのがこのワインです」

2.1. 措定文

措定文「AはBだ」とは、(7)のように規定されるコピュラ文である。措定文の主語名詞句(A)は「指示的名詞句」であり、述語名詞句(B)は「叙述名詞句」とであるとされる。指示的名詞句とは「世界のなかの対象(個体)を指示」(西山 2003: 61)する名詞句であり、「叙述名詞句」とは、属性を表す名詞句である⁶⁾。これらは、名詞句の文中での「意味機能」

であり、それぞれの名詞句が常に同一の意味機能を果たすわけではない（たとえば、ある文において「指示的名詞句」として用いられた名詞句が、別の文において「叙述名詞句」として用いられる可能性を排除しているわけではない）という点に注意されたい。

(7) A で指示される指示対象について、B で表示する属性を帰す。 (西山 2003: 123)

(8)~(10) はすべて措定文である。たとえば (8) では、指示的名詞句「太郎」によって（対象としての）太郎を指示し、叙述名詞句「社長」によって表される属性を帰している。同じように、(9) では、指示的名詞句「次郎」によって（対象としての）次郎を指示し、叙述名詞句「病気」によって表される属性を帰している。(10) の「猫」のように指示的名詞句がタイプである場合でも同様である（注6参照）。

(8) = (3) 太郎は社長だ。

(9) 次郎は病気だ。

(10) 猫は哺乳類だ。

また、すでに (3) を例に示している通り、措定文は主語名詞句と述語名詞句を入れ替え、「は」を「が」に替えた（同じ意味内容を持つ）文を作ることができない。

(11) = (5) #社長が太郎だ。

(12) #病気が次郎だ。

(13) #哺乳類が猫だ。

2.2. 倒置指定文・指定文

倒置指定文「A は B だ」とは、(14) のように規定されるコピュラ文である。倒置指定文の主語名詞句 (A) は「変項名詞句」であり、述語名詞句 (B) は「値名詞句」とであるとされる⁷⁾。変項名詞句とは [...x...] という変項 x を有する命題関数を表す名詞句であり、値名詞句とは、その x の値を指定する名詞句である⁸⁾。

(14) A という 1 項述語を満足する値をさがし、それを B によって指定 (specify) する。
(西山 2003: 135)

たとえば、倒置指定文である (15) では、変項名詞句「社長」によって、[x が社長である] という命題関数を表し、その x の値を「太郎」によって指定している^{9), 10)}。

(15) = (6) 社長は太郎だ。

また、このような意味的關係を反映して、倒置指定文には「誰が (= どれが) …であるか」という疑問文とそれにたいする答えを単一文のなかで実現している文である」(西山 2003: 133) という特徴がある。(15) の自然な解釈は、おおよそ「社長は誰なのか (誰が社長なのか) と言えば、それは太郎だ」というように言い換えられるものであろう。つまり、「倒置指定文「A は B だ」は、A であるようなものをさがして「ああ、分かった、これだ」と答えている」(西山 2003: 133f.) 文なのである。

倒置指定文の例としては、他にも例えば (16)・(17) が挙げられる。(16) では、変項名詞句「昨日読んだ本」によって、命題関数「x が昨日読んだ本である」を表し、値名詞句「これ」によって、x の値を指定している。同じように、(17) では、変項名詞句「温かいコーヒー」によって、命題関数「x が温かいコーヒーである」を表し、値名詞句「右のコップ」によって、x の値を指定している。

(16) 昨日読んだ本はこれだ。

(17) 温かいコーヒーは右のコップだ。

指定文「B が A だ」の例としては、(18)～(20) が挙げられる。指定文の場合は主語名詞句が値名詞句となり、述語名詞句が変項名詞句となるが、表している意味は倒置指定文と等しいとされる¹¹⁾。たとえば、(18) は (15) と同じく、変項名詞句「社長」によって、「x が社長である」という命題関数を表し、その x の値を「太郎」によって指定する文である。(11)～(13) の例で確認したように、措定文の場合には主語名詞句 (指示的名詞句) と述語名詞句 (叙述名詞句) を入れ替えて、同じ意味の文を作ることができない。この点からも両者が異なる種類のコピュラ文であることが分かる。

(18) 太郎が社長だ。

(19) これが昨日読んだ本だ。

(20) 右のコップが温かいコーヒーだ。

2.3. 倒置同定文・同定文

倒置同定文・同定文について、西山 (2003) は熊本 (1989, 1992, 1995) による一連の研究を参照し、(21) や (22) という特徴を満たすコピュラ文として分析している。

(21) 「A」は「B」という特徴記述を満たす「もの」であると述べることによって、「A」の指示対象を他から識別して認定する。 (熊本 1995: 154, 西山 2003: 154)

(22) ある表現の指示対象が「どれ」であるかは了解されているが、それが何者であるかが不明であるばあいに、その情報を与えるタイプの文 (西山 2003: 173)

西山 (2003) によると、(23) は措定文、倒置指定文、倒置同定文の3通りに曖昧である。

(23) 山田さんは、何でも反対するひとだ。 (西山 2003: 167)

措定文となるのは「山田さん」を指示的名詞句として、「何でも反対するひと」を叙述名詞句として解釈する場合である。倒置指定文となるのは、「山田さん」を変項名詞句として、「何でも反対するひと」を値名詞句として解釈する場合である。本節で説明する倒置同定文となるのは、「山田さん」と「何でも反対するひと」の両者ともに指示的名詞句として解釈する場合である。ただし、(倒置)同定文の B (この例であれば「何でも反対するひと」) は、「世界の中の一次的な個体」(西山 2003: 170) を直接指示するのではなく「A を同定するための特徴記述を満たすものを指示する」(西山 2003: 170) とされている。西山 (2003: 167) はこのような読みが自然になる状況の例として、山田さんから会議で反対意見を受け、落ち込んでいる同僚を慰めるというものを挙げている。このような使用を倒置指定文と解釈することはできない。なぜならこの場合には「山田さんなる人物の指定が問題になっているのではない。誰が山田さんかは先刻分かっているからである。むしろ、山田さんなる人物はいったい何者かが問題になっており、〈その人は何でも反対する、そういうひとなのだ〉と言っているわけである」(西山 2003: 167)。さらに倒置同定文は、(倒置指定文と同じく) 対応する同定文 (24) を持つことから、措定文とも異なる類であることが分かる。

(23) 何でも反対するひとが山田さんだ。 (西山 2003: 167)

倒置同定文の例としては、他にも (25)・(26) が挙げられる。たとえば、(25) では、主語名詞句「山田さん」によって指示される対象が、述語名詞句「私が借金を抱えて苦しんでいたときに助けてくれた人」という特徴記述を満たすものであることが主張されている。

(25) 山田さんは、私が借金を抱えて苦しんでいたときに助けてくれた人です。
(熊本 1995: 161)

(26) 山田さんは、会社の金を使い込んで逃げた人です。
(熊本 1995: 161)

(27)・(28) は、それぞれ (25)・(26) と等しい意味を持つとされる同定文である。

(27) 私が借金を抱えて苦しんでいたときに助けてくれた人が、山田さんです。
(熊本 1995: 161)

(28) 会社の金を使い込んで逃げた人が山田さんです。
(熊本 1995: 161)

2.4. 倒置同一性文・同一性文

(29) は倒置同一性文であり、(30) は同一性文である。これらは (倒置) 同定文と同じく、主語名詞句も述語名詞句も指示的名詞句である。たとえば、(29) は、主語名詞句「こいつ」

によって指示される対象が、述語名詞句「昨日公園の入口でぶつかったあの男」によって指示される対象と同一であることを述べている¹²⁾。

(29) こいつは、昨日公園の入口でぶつかったあの男だ。

(30) 昨日公園の入口でぶつかったあの男が、(眼の前の) こいつだ。

このような特徴を踏まえ、倒置同定文・同定文は(31)のように説明される。2.3節で見た(倒置)同一性文との違いは、Bに当たる要素が「特徴記述を表す」(西山 2003: 174)ものではなく、「世界の一次的な個体を直接指示する」(西山 2003: 174)ものである点である。

(31) 「A」の指示対象をまず念頭におき、それは「B」の指示対象にほかならない、と読むもの (西山 2003: 174)

倒置同定文の例としては、他にも例えば(32)・(33)が挙げられる。(32)では、主語名詞句「ジキル博士」によって指示される対象と、述語名詞句「ハイド氏」によって指示される対象が同一であることが、(33)では、主語名詞句「あけの明星」によって指示される対象と、述語名詞句「宵の明星」によって指示される対象が同一であることが主張されている。(34)・(35)は、それぞれ(32)・(33)と等しい意味を持つ同定文である。

(32) ジキル博士は、ハイド氏である。 (西山 2003: 174)

(33) あけの明星は宵の明星である。 (西山 2003: 174)

(34) ハイド氏が、ジキル博士である。

(35) 宵の明星があけの明星である。

2.5. 指示的名詞句・変項名詞句という道具立ての有用性

指示的名詞句・変項名詞句という文における名詞句の意味機能は、コンピュータ文だけでなく、多くの構文の意味を適切に捉えることを可能にするものである。たとえば、(36)の自然な解釈の一つは「花子の好物」を指示的名詞句とみなし、それによって指示される具体的な食べ物(たとえば、メロン)に関心があるとするものである。この文はまた、「花子の好物」を命題関数[xが花子の好物である]を表す変項名詞句とみなし、xの値が何なのかに関心がある(つまり、花子の好物がどの食べ物なのか知りたい)と解釈することもできる。この場合には「花子の好物」は「花子の好物は何か」とおおよそ言い換えられるものであり、文全体は潜伏疑問文と呼ばれる(西山 2003: 80)。

(36) 私は花子の好物に関心がある。

本稿の主題との関係で重要なのは、変化文に現れる名詞句の意味機能である。(37)の自

然な解釈の一つは「花子の好きな人」を指示的名詞句とみなし、それによって指示される具体的な人物の属性が、時点 t_1 と（それ以降に位置する）時点 t_2 とで異なる（たとえば、優しくかった太郎が乱暴になった）というものである。このような措定文を背景にもつ解釈は「変貌の読み」と呼ばれる。また、「花子の好きな人」を命題関数 [x が花子の好きな人である] を表す変項名詞句とみなす場合には、時点 t_1 と（それ以降に位置する）時点 t_2 とで、x の値が異なる（たとえば、 t_1 においては x は「太郎」だが、 t_2 においては「次郎」である）ということの意味する。このような指定文を背景に持つ解釈は「入れ替わりの読み」と呼ばれる。

(37) 花子の好きな人が変わった。

3. 〈私〉とは何か

本稿で主に検討されるのは、(38)・(39) のような「〈私〉」が主語名詞句や述語名詞句となるコピュラ文である。

(38) = (1) 〈私〉は翔太である。 (永井・森岡 2021b: 85 を一部改変)

(39) = (2) 翔太が〈私〉である。 (永井・森岡 2021b: 85)

森岡 (2021a: 40f.) は〈私〉にかんする「語句解説」において、永井 (2018a: 23) の「現在の世界にはなぜか存在している、一人だけ他の人間とはまったく違うあり方をしている人のことを、〈私〉と表記することにする」という記述を引用している。そのまったく違うあり方とは、永井・森岡 (2021b: 87f.) において永井が述べるように、「その目から現実の世界がみえている唯一の主体」・「現実痛くて、目から世界が見えていて、それで体もその右手を動かそうと思うと動かせるというようなものが集まっ」ている主体というものである。この点については森岡も（概ね）同意しているように思われる。

とはいえ、これだけでは〈私〉とは一体何なのか見当もつかないかもしれない。以下では〈私〉というあり方の内実、とりわけその特異性についてごく簡単に説明する¹³⁾。極めて重要なのは、上記の特徴付けを初めから一般化された形で理解してはならないという点である。つまり、誰であれ自分の目からしか現実の世界を見ることはできないし、自分の身体が傷ついた場合にしか現実痛みに生じないなどというように理解してはならないということである。それだけのことであれば、感覚・知覚能力を持つ反省的意識主体が存在しさえすれば成立するだろう。宇宙にはこれまで、そのような主体が無数に存在してきた（そして現在もしている）が、その中で現実、その目から世界が見え、その身体に痛みを感じるのは一人だけだというのは、ある意味では誰にとっても自明な事実であろう¹⁴⁾。この点をしっかりと押さえておかなければならない。

では、そのような主体（それぞれの主体にとっての〈私〉）のうち、現実に〈私〉である主体をどのように選び出せば良いのだろうか。その際には、「その目から現実世界がみえてい

る唯一の主体」・「現実痛くて、目から世界が見えていて、それで体もその右手を動かそうと思うと動かせるというようなものが集まっ」(2021b: 87f.) ているという基準を用いることはできない。なぜなら、(この議論が誰にとっても理解可能である(という見込みをもって文章化できる) ことから明らかなように) この基準における「現実に」は、その主体にとって現実にというように必然的に読み替えられてしまうからである。誰であれこの基準によって〈私〉である主体を選び出すことができるならば、その中でこの現実の〈私〉である主体を選び出すにはどのような基準を用いれば良いのだろうか¹⁵⁾。実のところ、そのような基準など用いていない。というより、どのような基準を用いようと、それを現実に用いる主体は、いかなる理由もなく、ただこの〈私〉以外ではありえないのである^{16), 17)}。

ここまで見てきた通り、〈私〉のあり方は、現実に唯一の主体であると同時に、そのこと自体がどの主体にも当てはまってしまふ、すなわち、一つしか存在しないはずのものが、(一つしか存在しないという仕方) 無数に存在するという、他にほとんど類例のないものである¹⁸⁾。このような概念レベルでの把握の困難さが、次節以降で検討するコンピュータ解釈の曖昧性を生じさせ、さらにそれを見えづらくさせていることは確かだろう。

4. 「〈私〉は人物〇〇である」と「人物〇〇が〈私〉である」をめぐって

本節では、永井と森岡のすれ違いを、コンピュータ文の意味論の観点から検討する。議論の中心となるのは (40)・(41) のような形式のコンピュータ文である^{19), 20)}。

(40) 〈私〉は人物〇〇である。 (森岡 2021b: 124)

(41) 人物〇〇が〈私〉である。 (森岡 2021b: 124)

森岡 (2021b: 121-126) は、永井 (1986: 82-92, 1991: 187f.) による記述を引用し、永井は (40) のタイプの命題と (41) のタイプの命題を「自覚的に区別している」(森岡 2021b: 124) と主張し、(40) は「問題なく使える命題」(森岡 2021b: 124) であるが (41) は「意味のない命題」(森岡 2021b: 124) であると述べる。まさにここに問題の核心がある。コンピュータ文はそもそも曖昧な構文であり、「(40) のタイプ」、「(41) のタイプ」と述べたとしても、それだけではどのような解釈かは定まらないのである。

4.1. 森岡 (2021b) による永井 (1986: 82-92, 1991: 187f.) 解釈の問題点

森岡 (2021b: 124) は、永井 (1986: 82-92, 1991: 187f.) の議論において (42) と (43) が区別されていると考えられることを根拠に、永井は (40) と (41) を区別していると主張する^{21), 22)}。

(42) 〈私〉が永井ではなくなる。 (森岡 2021b: 121)

(43) 永井が〈私〉ではなくなる。 (森岡 2021b: 121)

1 節でも述べたように、森岡が「〈私〉」が主語名詞句となるか述語名詞句となるかを重要な違いとみなしていることからすると、(42) は (40) と (43) は (41) と対応すると考えて良いだろう。ここで重要なのは、永井 (1986: 85) が「〈私〉」がまったく永井均ではなくなって別の「私」になる (あるいは乗り移る) ということが、一見そう思われるほどには容易に考えられない [中略]。問題は永井均が〈私〉でなくなる、という方向で考えなおされるべきであろう。そして、そのような変化ならば、[中略] 起こりうるのである」と述べていることである。つまり永井は、(42) の (したがって、森岡の解釈によれば (40) の) 有意味性 (あるいは少なくとも実現可能性) については極めて否定的に評価しており、一方で (43) については (したがって、森岡の解釈によれば (41) については) 肯定的に評価しているのである。これは先程の、(40) は「問題なく使える命題」であり、(41) は「意味のない命題」であるとする森岡 (2021b: 124) の主張と対立しているようにも思われる。しかし、ここに本当に対立が存在するためには、(40) と (42)、(41) と (43) が意味的に対応している必要がある。

(42)・(43) は、2.5 節で紹介した変化文であり、したがって、主語名詞句の意味機能によって、変貌の読みになるか入れ替わりの読みになるかが決まることになる。(42) の主語名詞句「〈私〉」を指示的名詞句としてとるならば、〈私〉が永井であるという属性を失うという解釈になり、変項名詞句としてとるならば、命題関数 [x が〈私〉である] の x の値が永井ではなくなるという解釈になる。永井自身の思考実験における「〈私〉は永井均であることをやめることができる、ということつまり、〈私〉は彼のもつあらゆる性質——彼を彼たらしめる本質的な性質があるとすればそれもふくめて——をことごとく捨て去っても、依然として〈私〉でありうる、ということである」(永井 1986: 83) という (最終的には退けられる) 想定からすると、ここでは、「〈私〉」を指示的名詞句としてとり、「永井」を属性を表す表現としてとる変貌の読みであると解釈するのが妥当であろう。そこから、(40) は主語名詞句が指示的名詞句であり、述語名詞句が叙述名詞句であることになるため、措定文であることになる²³⁾。

(43) の主語名詞句「永井」も (42) と同様に、指示的名詞句と解釈するのが妥当だろう。仮に変項名詞句だとすると、(43) は、命題関数 [x が永井である] x の値が〈私〉ではなくなるという入れ替わりの読みであるという解釈になる。しかし、3 節の記述から明らかなように、永井であるかどうかにか〈私〉であることは寄与しない (単に永井であるだけで〈私〉ではないことがありうる) のだから、永井を選び出すための基準として〈私〉という値を用いることは不可能なはずであり、無意味なことを主張していることになってしまう。これは、永井が (43) は可能だと述べているという事実と整合的ではない。そのため、主語名詞句「永井」は指示的名詞句であり、それによって指示される対象である永井が、〈私〉という性質を有さなくなるという変貌の読みと解釈するのが妥当であろう。(43) と対応する措定文は森岡の挙げる (41) ではなく、以下の (44) である。そもそも、(41) は B が A だという形式であり、措定文として解釈することはできない。

(44) 人物○○は〈私〉である。

ここまでの議論から、永井（1991）が（42）と（43）を区別していたとしても、そのことを根拠に、（40）と（41）を区別していると主張する森岡の主張が妥当でないことは明らかであろう。つまり、森岡が述べるような対立の存在は少なくともここでは示されていないのである。では、永井は（40）や（41）のようなコピュラ文にたいしてどのような立場をとっているのだろうか。次節では、永井（2021）によるコピュラ文にかんする議論を検討する。

4.2. 永井（2021）のコピュラ文解釈

永井（2021）は、森岡（2021b: 124f.）が「山田花子は「東京太郎が総理大臣である」とか「東京太郎が火星である」などのあらゆる命題を反事実的に解釈してその意味を理解することができるが、「東京太郎が〈私〉である」という命題だけは理解することができない。なぜなら、述語部分の「〈私〉である」は、何か別の述語部分と入れ替わるような形で代入できるようなものではないからである」と述べているのに対し、（45）と（46）は「どちらも同一性命題なので、その理解内容は同一である」（永井 2021: 229）と主張する。このことは、永井と森岡の解釈が、（45）・（46）（の少なくとも一方）について異なっていることを強く示唆する。

（45） 〈私〉は東京太郎である。 （森岡 2021b: 124, 永井 2021: 229）

（46） 東京太郎が〈私〉である。 （森岡 2021b: 124, 永井 2021: 229）

永井は自身がコピュラ文の区別に自覚的であることを、（47）のように明示的に述べている。

（47） 私はこの問題にかんする議論においてしばしば「人物〇〇が〈私〉である」という文を使用しているが、「人物〇〇は〈私〉である」という文は（森岡が引用しているような否定的な文脈を除いては）ほぼ使用していない。すなわち、この二つは使い分けられている。 （永井 2021: 265）

永井（2021: 266）によると、（48）は、「森岡正博という人についてよく知っている（たかさんの記述知を持っている）人に向かって森岡が「私が森岡正博です」と言って自己紹介する（面識知を与える）場合ならば使える」文であり、ここでの「私」は、「ともあれ特定の身体を、並列的に存在する他の身体たちから区別して指す、という働きをしている」とされる。さらに、このことを根拠に、（49）は「使い道がない」（永井 2021: 266）と評価される。その理由は、〈私〉が「特定の何かを同種の他のものたちから区別して指すという働きをすることありえない」（永井 2021: 266）というものである。一方で、「人物〇〇を並列的に存在する他の人物たちから区別して指す」（50）には「使い道がありうる」（永井 2021: 266）とされる。

（48） 私が森岡正博です。 （永井 2021: 266）

（49） 〈私〉が人物〇〇である。 （永井 2021: 266）

(50) 人物〇〇が〈私〉である。 (永井 2021: 266)

この説明は、指定文としての解釈を念頭においたものだと考えて良いだろう。すなわち、(50) は、主語名詞句「人物〇〇」によって表される値によって、[xが〈私〉である] の x の値を指定しているのである。一方で、(49) の主語名詞句「〈私〉」は、何らかの対象を指示することができず、また [xが〈私〉である] という命題関数を表しているとも考えられない。そのため、値名詞句として機能することができず、使い道がない文ということになるのである²⁴⁾。

ここまでの議論から、永井 (2021) は (45) を倒置指定文として、(46) を指定文として解釈していることが明らかになった。これはつまり、(40) を倒置指定文として、(41) を指定文として解釈しているということである。では、この解釈は森岡 (2021b) のコピュラ文解釈とどのような関係にあるのだろうか。永井は (47) の直後で (51) のように述べている。

(51) これまでの (そしてこれからの) 議論の全体において、森岡はこの区別に注意を払っておらず、私の使用する「人物〇〇が〈私〉である」という形の文をすべて「人物〇〇は〈私〉である」の意味に読み替えて (あるいはそれと同義と見なして) 理解しているようである。 (永井 2021: 265)

この主張を本稿の枠組みで読み替えると、森岡は、指定文 (50) を、同じ意味である倒置指定文 (52) ではなく、別の意味である倒置指定文 (53) として理解しているというものになるだろう。永井 (2021: 266) によると、指定文 (49) には「使い道がない」ため、同じ意味である (53) にも使い道がないことになる。

(52) = (40) 〈私〉は人物〇〇である。 (森岡 2021b: 124)

(53) = (44) 人物〇〇は〈私〉である。 (永井 2021: 265)

永井がこのように考えたのは、おそらく、森岡が一貫して、(52) の形式のコピュラ文が表す事態は想定可能であるが、(50) の形式のコピュラ文が表す事態は想定不可能であると主張しているためである。永井からすれば、「理解内容は同一である」(永井 2021: 229) はずの倒置指定文と指定文のうち、前者を想定可能とし、後者を想定不可能とすることは理解できないため、そもそも (50) の解釈がおかしいという結論に至ったのであろう。しかし、ここでは一つの可能性が見落とされている。永井 (2021: 266) は (52) について「森岡も私も認める「〈私〉は人物〇〇である」という文」と言及しているが、森岡がこの文を倒置指定文として解釈しているとは限らないのである。この点を明らかにするため、次節では森岡 (2021b) のコピュラ文解釈を検討する。

4.3. 森岡 (2021b) のコピュラ文解釈

森岡 (2021b) は、自身のコピュラ文解釈を明示的に説明してはいないため、ここでは実

際の使用からその解釈を推測することになる²⁵⁾。大きな手がかりとなるのは「他の〈私〉の存在」(永井 1991: 210) にかんする森岡 (2021b: 130-135) の記述、より正確には、その語り方である。

森岡 (2021b: 130f.) は図 1 を挙げ、「この分岐図の上のほうに「永井」がいる。その右に「哲学者」と「俳優」がある。これらを結ぶ直線は、「永井は哲学者である」ことと、「永井は俳優である」ことを意味している。そして実線は現に成立していることを示し、破線は現に成立していないけれども可能であったことを示している。[中略]これと同じことが、「〈私〉」(S1) と書かれている箇所にも当てはまる。〈私〉は永井でもあり得たし、エリザベス二世でもあり得たが、現実には「〈私〉は永井である」というわけだ」と述べる。

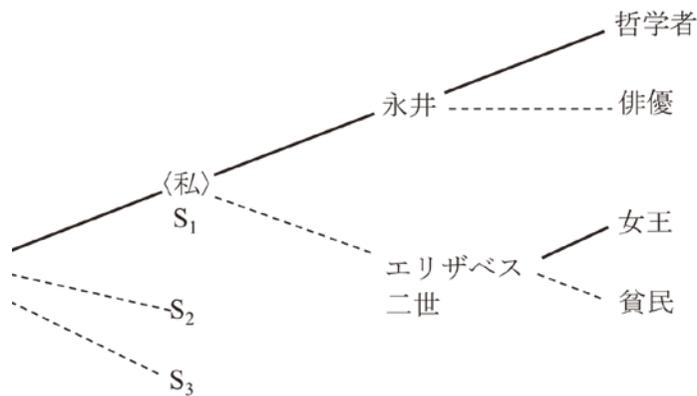


図 1 〈私〉の枝分かれ (森岡 2021b: 131)

注目すべきは、森岡が (54)・(55) と (56)・(57) に、同じことが当てはまると述べている点である。(54)・(55) は典型的な措定文であり、主語名詞句の「永井」によって指示される対象に、述語名詞句「哲学者」・「俳優」によって表される属性を帰すという意味を持つ。同じことが (56)・(57) にも当てはまるのであれば、これらの文は「〈私〉」によって指示される対象に、「エリザベス二世」・「永井」によって表される属性を帰すという意味を持つことになる。すなわち、(56)・(57) は措定文だということである。

- (54) 永井は哲学者である。 (森岡 2021b: 130)
- (55) 永井は俳優である。 (森岡 2021b: 130)
- (56) 〈私〉はエリザベス二世である。
- (57) 〈私〉は永井である。 (森岡 2021b: 131)

この解釈は永井 (2021) のものとは異なるが、しかし、まったくの誤解というわけではない。永井 (1991: 226f.) では、「現実の女王が (女王ではなく) 貧民であることが可能だったように、そして永井均が (哲学者ではなく) 俳優であることが可能だったように、〈私〉は永

井均ではなく別の人間であることも可能だった」という記述から分かるように、(57) が措定文として用いられているのである。森岡 (2021b) の誤りは、永井のコピュラ文解釈が (数十年の間) 複数の文献で一貫していると思なしてしまっただころにある。永井 (2021: 234) 自身が、図 1 にかんする議論について「かつて私が描いた図をもとに森岡が作成した図も、それに基づく議論も——森岡のものも、かつての私のものも——現在の私から見れば、無意味であるといわざるをえない。[中略]〈私〉がエリザベス二世である世界は (先に説明した意味で) 考えられるが、それはこの図が描くように、〈私〉というものがまずあって、それが永井になったりエリザベス二世になったりするようなことではない」と述べていることから、解釈に変化が生じていることは明らかである。同一著者の文献に同一のラベルが見られても、それが同一の概念を表していることは保証されないのである (cf. 田中太一 2017)。

また、永井 (2021: 240) が指摘するように、森岡 (2021b) は「〈私〉という名の存在者が (たとえば太郎という名の存在者と並んで) 普通に存在しており、それが種々の意味での「太郎」が持つ様々な持続基準独立にそれだけで持続できるというような考え方」をとっているように思われる。このことも、森岡が (57) における「〈私〉」を指示的名詞句として用いていることの一つの証拠であると考えられる。

4.4. 問題の根源は「〈私〉は人物〇〇である」の曖昧性である

ここまでの議論が正しければ、(58) という同じ形式のコピュラ文を、永井 (2021) は倒置指定文として、森岡 (2021b) は措定文として解釈し、そして相手もまたそのように解釈していると思なしたうえで議論を行っていたことになる。

(58) 〈私〉は人物〇〇である。

(59) 人物〇〇が〈私〉である。

このことを踏まえて見直してみると、森岡 (2021b) の主張は基本的に、「〈私〉」は指示的名詞句 (すなわち、措定文 (58) の主語名詞句) であり、命題関数を表す変項名詞句 (すなわち、指定文 (59) の述語名詞句) にはならないという風に整理できる。それに対し、永井 (2021) は (58) は倒置指定文であり、(59) はそれと意味的に等しい指定文であると解釈している。いずれの文でも「〈私〉」は [x が 〈私〉である] という命題関数を表す変項名詞句なのである。

このような明白な解釈の相違が存在するにもかかわらず、両者がそのことに気づかず、すれ違い続けたのは、(58) の曖昧性を見抜けなかったためであろう。哲学の議論においては、日常的に馴染みのない概念がしばしば用いられる。その際には、それを表現する形式に常に注意を払わなければならないのである。

註

1) 英文表題における !! という表記は、Nagai (2007) にならったものである。

- 2) 原文では、「〈私〉が翔太である」という水準（永井・森岡 2021b: 85）と、〈私〉が「が」で標示されているが、「〈私〉が「これ」である」、「翔太が〈私〉である」と並べられていることが影響し、形式が揃えられたものと見なし、本稿では〈私〉が「は」で標示される形式を扱う。実際に4節で検討するように、論争の焦点となっているのは、(1) や (2) の形式のコピュラ文である。
- 3) 本稿では、「象は鼻が長い」構文に代表される、いわゆる二重コピュラ文（二重主語文）は考察の範囲外とする。
- 4) ただし、「太郎が社長だ」であっても、「太郎が社長であること」のような名詞修飾節や、「太郎が社長だったら、奢ってもらおう」のような従属節に現れる場合には、「太郎は社長だ」と同様に（も）解釈できる。
- 5) 定義文・提示文については、比較的マイナーなコピュラ文であり、また、永井・森岡（2021a）における議論とも関わらないと考えられるため、本稿では扱わない。
- 6) 指示的名詞句によって指示される対象は、現実世界における具体的対象だけでなく、「観念上の対象や心的な出来事であるかもしれないし、虚構世界や仮定の世界における対象であるかもしれない。また、それは、かならずしも時間・空間的な座標にのるような具体的対象でなくて、数や命題のような抽象的な対象であっても一向に構わない」（西山 2003: 63）とされている。
- 7) この名詞句は、西山（2003）では「値表現」と呼ばれているが、本稿では西山編（2013）にならない「値名詞句」という名称を用いる。
- 8) 「値名詞句」は指示的であっても、非指示的であっても良い。たとえば、(a) の値名詞句「山田」は指示的であるが、(b) の値名詞句「その実験室の温度」は非指示だと考えるのが妥当である。なぜなら、仮に実験室の温度が17度である場合に、主張されていることは (c) であって (d) ではないからである（西山 2003: 138ff.）。
- (a) 優勝者は山田だ。
- (b) この種の実験で一番大切なことは、その実験室の温度だ。（西山 2003: 139）
- (c) この種の実験で一番大切なことは、その実験室の温度が何度であるかだ。（西山 2003: 139）
- (d) この種の実験で一番大切なことは、17 度だ。（西山 2003: 139）
- 9) あまり自然ではないかもしれないが、(15) を「社長」によってある対象を指示し、それに「太郎」によって表される属性（「太郎」という名前を有する）を帰す措定文として解釈することも可能である。
- 10) B によって指定される一項述語 A は変項名詞句そのものではなく、それによって表される命題関数であり、また、変項名詞句の値を指定するのは、値名詞句そのもの（すなわち、言語表現）ではなく、それによって指示される対象や、表示される命題関数である点に注意されたい。実際に西山（2003）は、ある表現が「命題関数を表す」・「値を表す」という表現を何度も用いている。したがって、(14) はより正確には (e) の省略的表現として理解するべきであろう。
- (e) A によって表される 1 項述語（命題関数）を満足する値をさがし、それを B によって表される値によって指定 (specify) する。
- 11) ただし、ここで問題になっている意味の等しさは、あくまで変項名詞句が表す命題関数と値名詞句の間に成立する関係に限ったものであり、あらゆる点で等しいとされているわけではない。倒置指定文と指定文の相違については、永井・森岡（2021a）における議論とも関係する様々な問題があるが、紙幅の都合で本稿では扱うことができなかった。これについては別稿を期したい。
- 12) 倒置同一性文については、主語名詞句と述語名詞句の同一性のみを主張しているわけではないとされている。(f) は (29) と同じく「昨日公園の入口でぶつかったあの男」によって指示される対象と、「こいつ」によって指示される対象の同一性を主張する文ではあるが、(29) は「こいつ」

の指示対象についての主張であるのに対し、(f)は「昨日公園の入口でぶつかったあの男」についての主張であるという違いがある(西山2003:175)。同様のことが(倒置ではない)同一性文にも当てはまるかどうかについては、西山(2003)は何も述べていないように思われる。ただし、倒置同一性文と同一性文が同じ意味であるとされていることから、同様の特徴は同一性文にも当てはまるとも考えられる。

(f) 昨日公園の入口でぶつかったあの男は、こいつだ。

- 13) 本稿の主題はあくまでコピュラ文の分析であるため、〈私〉そのものにかんする議論は極めて限定的なものとならざるを得ない。より正確かつ詳細な説明については、永井自身の著作(2016, 2018a, bなど)を参照されたい。
- 14) 筆者である田中自身に引きつけて語るならばたとえば次のような問を提示できるだろう(読者は「田中」を自身の氏名に置き換えて読んでも良いかもしれない)。世界には山田一郎や佐藤二郎や鈴木三郎など、無数の主体が存在し、その人たちもまた、「その目から現実世界がみえている唯一の主体」・「現実痛くて、目から世界が見えていて、それで体もその右手を動かそうと思うと動かせるというようなものが集まっ」ているであろう。それにもかかわらず、なぜ田中だけが現実〈私〉なのだろうか。このような問の意味を捉えるためには、「田中は単に意識主体であるだけで、〈私〉ではないような主体であることもあり得るはずである。なぜなら、山田や佐藤や鈴木はまさにそのような主体なのだから」というふうと考えていくことが有効である。
- 15) 「この現実の〈私〉」という表現を用いても、実のところ事態は(進展はするかもしれないが)改善しない。なぜなら、この現実の〈私〉であるということもまた、どの主体にも「その主体にとって」はという仕方では当てはまらざるを得ないからである。
- 16) 当然のことながら、このこともまた誰にとっても、「その主体にとっては」という仕方では当てはまらざるを得ない。
- 17) このような〈私〉のあり方は、一人称表現の「私」の基礎にもなっている。「私」は典型的には話し手を表す表現である。「私」という表現を用いる際、話し手自身は話し手がどのような人物か知っている必要はない。自身が何者か、あるいはどのような身体をしているかすら知らなくとも、何か「思い」や「感覚」が生じたのであれば、「私は……と思う」・「私は……と感ずる」などと正当に述べるのであり得るのである(さらに言えば、「私」などの一人称表現を使用する場合に限らず、一般に何かを発話する際、たとえば「AはBだ」というような陳述を行う場合に、それによって表される命題を信じている人、すなわち話し手が何者かを知らなかったとしても、ある信念が生じ、それを発話すれば、その信念の帰属が失敗する(当の信念の持ち主である話し手以外に帰属されてしまう)ことはない)。「私」にはまた、ある特定の身体や心の持ち主という程度の意味も存在する。自身が出演した映画を見ながら「ほら、私が映っているだろう」などと述べる際の「私」は、それしかないという仕方では直接に知られる私を、他者の心における見えと結びつける操作を通じて構成されたものと考えられる。
- 18) このようなあり方は、〈私〉の他には、〈今〉と〈現実〉に当てはまるとされている(永井2016, 2018a, bなど)。
- 19) 議論が展開する中で「人物○○」の部分様々な固有名に置き換えられていくが、コピュラ文の分析という本稿の趣旨からすれば、同様の例とみなすことができる。
- 20) 森岡(2021c:283)では(40)と(41)が根本的に異なっているということが、森岡(2021b)において「森岡が永井に問いかけた唯一最大の論点」とであると評価されている。
- 21) ここでは、永井が(42)と(43)を区別しているという森岡の判断自体は正しいものとする。ただし、すぐ後で見ると(42)・(43)はどちらも曖昧な文であり、その解釈が問題となる。
- 22) 森岡(2021b:168-172)は他にも、永井(2018a)の「〔私〕は、……世の中で永井均と呼ばれ

ている人間である」と発見するこのルートは確実に存在している。しかし、その逆に、[中略]「永井均という人物は、……〈私〉である」と発見できるルートは存在しないのである」という記述を引用し、永井が(40)と(41)を明確に使い分けていると主張している。しかし、永井(2021: 264f.)が指摘するようにこれは、後者を「永井均という人物が……〈私〉である」と誤読したことによって生じた錯覚である。とはいえ、4.3節の議論から明らかなように、これは単なる読み間違えというわけではない。

- 23) 2.5節で紹介した、西山(2003)の見解に反して(42)は、「〈私〉」と「永井」がそれぞれ指示的名詞句であり、その指示対象の同一性が失われるという、同一性文を背景とした解釈も可能であるように思われるが、本稿では立ち入らない。またそのような可能性を考慮する場合であっても、ここでの「人物〇〇」という述語名詞句が特徴記述として解釈され、倒置同一性文となることはない(あるいは、極めて不自然)であろう。
- 24) 永井(2021: 238-240)で、〈私〉をリアルな存在者であると見なすことには問題があると論じられていることから、「〈私〉」は指示的名詞句ではないと判断することができる。
- 25) もっとも、自身が用いたコピュラ文の解釈を明示的に示すことは極めて稀である。4.2節で検討した永井(2021)がコピュラ文解釈にかんする議論を行っているのも、森岡(2021b)のコメントを受け、自身と異なる解釈を行っている可能性に気づいたという特殊な事情による。

参考文献

- 熊本千明(1989)「指定と同定:「…のが…だ」の解釈をめぐる」大江三郎先生追悼論文編集委員会(編)『英語学の視点』: 307-318. 福岡:九州大学出版会.
- 熊本千明(1992)「日・英語のコピュラ文に関する一考察」『佐賀大学英文学研究』20: 49-67.
- 熊本千明(1995)「同定文の諸特徴」『佐賀大学教養部紀要』27: 147-164.
- 森岡正博(2021a)「〈私〉とは何だろうか?」永井均・森岡正博『〈私〉をめぐる対決』: 13-41. 東京: 明石書店.
- 森岡正博(2021b)「〈私〉の哲学を深掘りする」永井均・森岡正博『〈私〉をめぐる対決』: 115-208. 東京: 明石書店.
- 森岡正博(2021c)「貫通によって開かれる独在性: あとがきに代えて」永井均・森岡正博『〈私〉をめぐる対決』: 281-301. 東京: 明石書店.
- 永井均(1986)『〈私〉のメタフィジックス』東京: 勁草書房.
- 永井均(1991)『〈魂〉に対する態度』東京: 勁草書房.
- Nagai, Hitoshi (2007) The opening: A philosophy of actuality (1). *Philosophia Osaka* 2: 45-61.
- 永井均(2016)『存在と時間 哲学探究 1』東京: 文藝春秋.
- 永井均(2018a)『世界の独在論的存在構造 哲学探究 2』東京: 春秋社.
- 永井均(2018b)『新版 哲学の密かな闘い』東京: 岩波書店.
- 永井均(2021)「森岡論文への応答」永井均・森岡正博『〈私〉をめぐる対決』: 209-279. 東京: 明石書店.
- 永井均・森岡正博(2021a)『〈私〉をめぐる対決』東京: 明石書店.
- 永井均・森岡正博(2021b)「現代哲学ラボ 〈私〉を哲学する」『〈私〉をめぐる対決』: 45-111. 東京: 明石書店.
- 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論: 指示的名詞句と非指示的名詞句』東京: ひつじ書房.
- 西山佑司(編)(2013)『名詞句の世界』東京: ひつじ書房.

- 田中さをり (2021) 「あとがき」永井均・森岡正博 (2021) 『〈私〉をめぐる対決』: 302-307. 東京: 明石書店.
- 田中太一 (2017) 「日本語受身文をめぐる黒田久野論争について」『東京大学言語学論集』38: 271-285.